

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
変更年度	令和 5 年度
計画主体	三 朝 町

## 三朝町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 三朝町農林課  
所在地 三朝町大字大瀬 999 番地 2  
電話番号 0858-43-3515  
FAX 番号 0858-43-0647  
メールアドレス nourin@town.misasa.tottori.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、アライグマ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」と言う）、ツキノワグマ、ニホンザル、カワラバト・キジバト（以下「ハト類」という）、アオサギ・ダイサギ（以下「サギ類」という）、カワウ、アナグマ、タヌキ
計画期間	令和5年度～7年度
対象地域	三朝町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度県報告）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稲	573	6,302
	畦畔等	35	1,582
	小計	608	7,884
ニホンジカ	豆類	91	272
	水稲	39	429
	小計	130	701
ヌートリア	水稲	1	6
アライグマ	—	—	—
カラス類	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—
ニホンザル	—	—	—
ハト類	豆類	0.5	1.5
サギ類	水稲	0.5	5.5
カワウ	アユ等魚類	—	—
	合計	1,478	17,183

(2) 被害の傾向

<p>▽イノシシ</p> <p>有害捕獲頭数は天候等によって異なるが、過去5年の最多は令和元年の975頭であり、その後の捕獲頭数は減少傾向にある。三朝町全域で被害が確認されており、水稲、大豆、野菜、果樹等の農作物を食害するだけでなく、畦畔や水路周辺の掘り起こしも多く見られる。また、過年度に侵入防止柵を整備した地域であっても、道路や河川を通して柵を迂回したり、柵の下から潜って侵入される被害があり、被害面積・金額ともに依然としてイノシシ被害が大きいものとなっている。</p>
---

年度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
被害面積 (a)	578	552	649	475	608
被害金額 (千円)	8,368	5,545	7,973	6,321	7,884

#### ▽ニホンジカ

有害捕獲頭数は年々増加し、R3年度には682頭であった。当初は捕獲が山間部の集落が中心だったが、現在では町内全域で捕獲されている。林業被害だけでなく、水稻や大豆といった農作物への被害も増加してきている。

#### ▽ヌートリア

三朝町全域において野菜や水稻を中心に被害が発生しているが、近年は目撃情報や捕獲頭数も減少傾向である。

#### ▽カラス類

果樹農家での被害が主である。年数回の一斉捕獲及び追い払い活動によって、農作物へ寄せ付けない対策を行っているが、被害情報は毎年寄せられている。

#### ▽ツキノワグマ

近年では、R3年度に3件の錯誤捕獲、R4年度に1件の薬殺処分があった。毎年数件、果樹園での被害が発生しているほか、町内の広い範囲で足跡や爪痕が発見されている。

#### ▽ニホンザル

年に数件、里山に近い集落で目撃情報がある。近年は、町の中心部でも目撃情報が寄せられているほか、集落内の農作物への被害がでている。出没地域は年によって違うが、年度毎の傾向として、群れではなく同一個体が、一度出没した地域に度々出没する傾向がある。

#### ▽アライグマ

H21年に町内で出没したとみられる痕跡が発見された。聞き取り調査及び箱わなによる捕獲を試みたが確認できていない。その後、目撃情報や捕獲報告はないが、引き続き注意したい。

▽ハト類 播種後の大豆の食害など、毎年、豆類を中心に被害が発生している。

#### ▽サギ類

植付後の水稻の苗の踏み付けなど、毎年、水稻を中心に被害が発生している。

▽カワウ 被害額等の数値的な把握はできていないが、アユ等の食害が発生している。

(3) 被害の軽減目標（上段：被害面積、a 下段：被害金額、千円）

指標	現状値（R3 年度）	目標値（R7 年度）
イノシシ	608	426
	7,884	5,519
シカ	130	91
	701	491

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>(捕獲体制)</p> <p>■全体</p> <p>予察対象の鳥獣については被害が予想される場合、それ以外の鳥獣については、被害報告に基づき、防除対策では防げないと判断する場合において、町は鳥獣の捕獲等についてJA支所へ許可証を交付するとともに、捕獲作業に従事する者に対し従事者証を交付する。捕獲許可の期間は、被害の状況等を勘案し、もっとも効果的な捕獲が実施できる期間を設定している。また、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア等については捕獲奨励金を交付し捕獲を推進している。</p>	<p>(捕獲体制)</p> <p>わな猟免許取得者は増加したが、銃猟従事者の高齢化が進んでおり、従事者の掘り起こしや後継者の育成が必要となっている。</p>
	<p>▽イノシシ、カラス</p> <p>捕獲班員の人件費及び砲弾代等捕獲に直接必要な経費を補助している。三朝町鳥獣被害防止対策協議会では、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して捕獲器具を購入し、希望集落や有害鳥獣捕獲従事者に貸与している。</p>	<p>イノシシの捕獲については、わな猟免許取得者の増加で推進されているが、カラスの捕獲については銃猟従事者に頼るところが多く、従事者の掘り起こしや後継者の育成が必要となっている。</p>

	<p>▽ヌートリア</p> <p>町で箱わなを購入し捕獲許可を受けた狩猟免許取得者に貸与している。</p>	<p>狩猟免許取得者がいない地域では、迅速な対応ができていない。</p>
	<p>▽ツキノワグマ</p> <p>目撃情報や錯誤捕獲があった場合、鳥取県第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画に沿い、放獣等適切に対応している。また、防災行政無線を使い、ツキノワグマに対する注意喚起を行うと共に、寄せられた情報はできるだけ迅速に住民へ周知している。</p>	<p>出没が多発する場合や人身被害が予見される場合に備え、緊急対応ができる体制を整備する必要がある。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>(侵入防止柵の設置・管理)</p> <p>・被害集落又は2戸以上の被害農家が侵入防止柵を設置する場合、資材費の2/3を補助し整備を推進している。</p> <p>・国事業を活用し、集落を母体とした設置活動を三朝町全域で実施している。結果、被害面積及び被害額の減少がみられるなど、一定の効果을あげている。</p>	<p>(侵入防止柵の設置・管理)</p> <p>侵入防止柵の設置により被害が減少したものの、侵入防止柵を迂回する、ワイヤーメッシュの下を掘り起こし侵入されるなどの被害がでている。今後、更なる被害減少のため、既存の侵入防止柵の延長や、掘り起こし防止対策が必要となっている。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>▽イノシシ</p> <p>平坦部への出没に対しては、更なる被害減少を目的に、既存の侵入防止柵の延長の拡大や機能改善に取り組み、より効果的に機能するよう整備していく。狩猟免許取得者の確保や、町による箱わなの貸与を引き続き実施し、捕獲強化に努める。</p> <p>▽ニホンジカ</p> <p>捕獲による密度調整を行い、個体数調整の実施を推進する。また、被害の発生に応じ、侵入防止柵(複合柵:シカえもん等)の整備を検討する。また、捕獲活動に係る経費を支援する。また猟期の有害捕獲や捕獲用具と侵入防止柵の一体的な管理運用により捕獲強化に努める。</p> <p>▽ヌートリア、アライグマ</p> <p>外来生物法に係る「防除実施計画」を策定し捕獲従事者を増やすことにより、</p>
--

農林業者等が年間を通じて捕獲できる条件整備を行い、農作物への被害が発生する前に地域からの完全排除を目指す。アライグマについては、農林業者からの情報収集を徹底し、迅速な対応と的確な情報提供を行う。

▽カラス類

年数回行う一斉捕獲及び追い払い活動を徹底し、農作物に寄せ付けない対策を行う。また、箱わなの整備を促進していく。

▽ツキノワグマ、ニホンザル

農林業者からの情報収集を徹底し、迅速な対応と的確な情報提供を行い、住民の安心、安全の確保を徹底する。

▽ハト類・サギ類

被害地周辺での追い払い活動を積極的に行い、被害の軽減に取り組む。

▽カワウ

鳥取県カワウ被害対策指針に基づき、関係機関と協力して個体数調整に取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣の捕獲について、J Aは農作物の被害発生に基づき三朝町に対し有害鳥獣捕獲許可を申請するとともに、猟友会に対し有害鳥獣捕獲の依頼を行う。三朝町は、J Aからの申請をもとに許可証を交付し、個体数を減らす対策等を委託するとともに、県の補助金等を活用して実績に応じた支援等を行っている。また、銃猟従事者については、捕獲技術の向上と安全対策の再認識のため、県の補助金を活用し、射撃場での練習会の支援を行う。

個体数を減らす取り組みを強化するため、鳥獣被害対策実施隊を設置（R 5年3月時点：銃猟従事者 12人 わな猟従事者 10人）し、わなで捕獲した個体の殺処分やカラス類の一斉捕獲等を実施している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 5年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の講習会の開催</li> <li>・狩猟免許取得の推進による従事者の確保</li> <li>・箱わなの整備</li> <li>・捕獲用具と侵入防止柵の一体的な管理運用による効率的な捕獲の実施</li> </ul>
	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の講習会の開催</li> <li>・狩猟免許取得の推進による従事者の確保</li> <li>・捕獲用具と侵入防止柵の一体的な管理運用による効率的な捕獲の実施</li> </ul>

	ヌートリア アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲と安全に関する講習会を開催し捕獲者の確保を実施</li> <li>・箱わなの整備</li> </ul>
	カラス類	・被害防止対策の講習会の開催
	ニホンザル	・被害防止対策の講習会の開催
R 6 年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の講習会の開催</li> <li>・狩猟免許取得の推進による従事者の確保</li> <li>・捕獲用具と侵入防止柵の一体的な管理運用による効率的な捕獲の実施</li> </ul>
	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の講習会の開催</li> <li>・狩猟免許取得の推進による従事者の確保</li> <li>・捕獲用具と侵入防止柵の一体的な管理運用による効率的な捕獲の実施</li> </ul>
	ヌートリア アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲と安全に関する講習会を開催し捕獲者の確保を実施</li> <li>・箱わなの整備</li> </ul>
	カラス類	・被害防止対策の講習会の開催
	ニホンザル	・被害防止対策の講習会の開催
R 7 年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の講習会の開催</li> <li>・狩猟免許取得の推進による従事者の確保</li> <li>・箱わなの整備</li> <li>・捕獲用具と侵入防止柵の一体的な管理運用による効率的な捕獲の実施</li> </ul>
	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の講習会の開催</li> <li>・狩猟免許取得の推進による従事者の確保</li> <li>・捕獲用具と侵入防止柵の一体的な管理運用による効率的な捕獲の実施</li> </ul>
	ヌートリア アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲と安全に関する講習会を開催し捕獲者の確保を実施</li> <li>・箱わなの整備</li> </ul>
	カラス類	・被害防止対策の講習会の開催
	ニホンザル	・被害防止対策の講習会の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
▽イノシシ					
年間 800 頭を目標とする。					
年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
捕獲数	301	671	975	714	520
▽ニホンジカ					

年間 1,200～1,600 頭を目標とする。					
年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
捕獲数	170	203	307	505	691
▽ヌートリア 年間 20 頭を目標とする。					
年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
捕獲数	4	5	6	14	11
▽アライグマ 目撃情報をもとに早期・完全捕獲を行い、地域から完全排除を目指す。					
▽カラス類 年間 30 羽を目標とする。					
年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
捕獲数	20	8	3	8	6

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
イノシシ	800	800	800
ニホンジカ	1,200	1,600	1,600
ヌートリア	20	20	20
カラス類	30	30	30

捕獲等の取組内容
▽イノシシ ・捕獲手段：銃及びわな（箱わな、くくりわなを基本） ・実施予定時期：通年（保護区等を含む猟期の有害捕獲を実施）
▽ニホンジカ ・捕獲手段：銃及びわな（箱わな、くくりわなを基本） ・実施予定時期：通年（保護区等を含む猟期の有害捕獲を実施）
▽ヌートリア・アライグマ ・捕獲手段：箱わなを基本 ・実施予定時期：通年
▽カラス類 ・捕獲手段：一斉捕獲、追い払い ・実施予定時期：一斉捕獲は 2 回/年

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容



(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R5年度	R6年度	R7年度
イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 2,210m	ワイヤーメッシュ 柵 5,000m	ワイヤーメッシュ柵 5,000m
	電気柵 7,710m (17基)	電気柵 5,000m (20基)	電気柵 5,000m (20基)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	R5～7年度
イノシシ ニホンジカ	<p>○以下について、今後も継続して実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシの侵入防止柵については、普段の点検はもちろんのこと、4カ月に1回の頻度で総点検を行うように、農家に依頼等実施してきている。</li> <li>・侵入を許した場合、すぐに点検を行うことはもちろんのこと、侵入箇所が判然しない場合、三朝町鳥獣被害対策実施隊による点検を行い、問題個所の発見と対応について指導している。</li> <li>・経年劣化や災害等による大規模補修が必要な場合、補修資材の支援や計画案の提示を行っている。</li> <li>・町報やケーブルテレビなどの媒体を通じて、正しい柵の設置・点検管理について普及を行っている。</li> </ul> <p>○ワイヤーメッシュ柵は耐用年数が14年となっているが、設置場所等によっては経年劣化が著しくなるため、令和3年ごろからメッキ加工に仕様変更し、維持管理にかかるコストの削減を図っている。</p> <p>今後は地際対策の支柱・留め具等を導入し、初期設置時の強度をさらに向上させ、点検管理の省力化を検討していく。</p> <p>○捕獲用具と侵入防止柵の一体的な管理・運用により効率的な捕獲を実施する。</p>

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

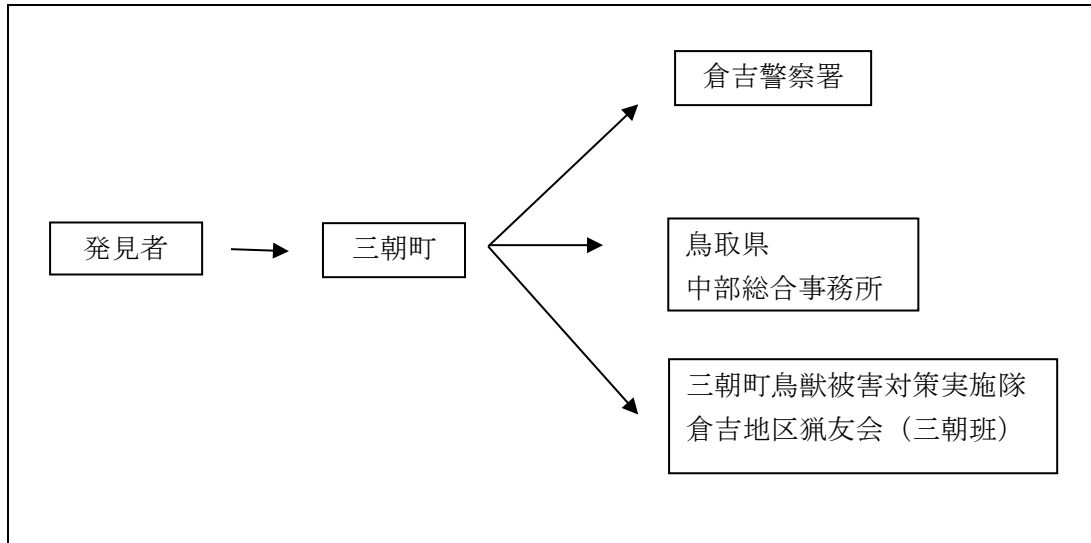
年度	対象鳥獣	取組内容
R5年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物残さの除去</li> <li>・放任果樹の撤去</li> <li>・緩衝帯の設置</li> </ul>
R6年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物残さの除去</li> <li>・放任果樹の撤去</li> <li>・緩衝帯の設置</li> </ul>
R7年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物残さの除去</li> <li>・放任果樹の撤去</li> <li>・緩衝帯の設置</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
三朝町農林課	関係機関との連絡調整、情報提供
鳥取中央農業協同組合	農作物の被害防除、被害状況の把握
鳥取県倉吉地区猟友会（三朝班）	鳥獣の捕獲、被害状況調査等
倉吉警察署	町民の安心安全の確保
鳥取県 鳥獣対策センター 生活環境部自然共生社会局自然共生課	アドバイザー
鳥取県中部総合事務所	計画全般における助言

## (2) 緊急時の連絡体制



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣については、捕獲現場での埋設等の適正な処理を徹底するよう引き続き指導を行う。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在は、鳥取中央農業協同組合三朝支所内に「イノシシ解体処理施設」が稼動しており、食肉加工することが可能である。今後は、この施設の利用促進を図り、捕獲したイノシシ肉の一層の利用促進についてほうきのジビエ推進協議会と連携し、検討を進める。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

現在は、鳥取中央農業協同組合三朝支所内に「イノシシ解体処理施設」が稼動しており、食肉加工することが可能である。今後は、この施設の利用促進を図り、捕獲したイノシシ肉の一層の利用促進についてほうきのジビエ推進協議会と連携し、検討を進める。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

- ・ 猟友会員の高齢化が進んでいることもあり、若い人へ解体技術等の継承を図っていく。
- ・ ジビエに関する学習及び情報、活動状況の情報共有を「ほうきのジビエ推進協議会」と行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	三朝町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
三朝町	三朝町の ・ 被害防除について ・ 捕獲対策について ・ 協議会の運営について
鳥取中央農業協同組合三朝支所	三朝町の ・ 被害防除について ・ 捕獲対策について ・ 食肉処理加工について
鳥取県農業共済組合中部支所	三朝町の ・ 鳥獣による農業被害について
鳥取県倉吉地区猟友会 (三朝班)	三朝町の ・ 鳥獣捕獲体制について ・ 担い手研修について ・ 捕獲技術の研修等について ・ 食肉処理加工について
鳥取県中部森林組合	三朝町の ・ 森林被害について ・ 林道等施設の被害について
三朝町農事組合長会	各集落の ・ 被害状況の把握について ・ 対策事業の実施について

三朝町地域協議会 (小鹿、三徳、三朝、旭(高勢、賀茂)、竹田)	各地域の ・被害状況の把握について ・対策事業の実施について
------------------------------------	--------------------------------------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県鳥獣対策センター	・全体計画の支援に関すること
鳥取県生活環境部 自然共生社会局自然共生課	・全体計画の支援に関すること
鳥取県中部総合事務所(農林局 農商工連携チーム・環境建築局)	・全体計画、事業導入に対する助言、指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成26年10月に三朝町鳥獣被害対策実施隊を設置。</p> <p>鳥取県倉吉地区猟友会(三朝班)の銃猟免許所持者を中心として、隊員12名が、ワナで捕獲した鳥獣の殺処分やカラス類の一斉捕獲、ニホンザルの追い払い等を実施する。</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>ツキノワグマ対策</p> <p>今後、出没が頻繁になるようであれば、狩猟免許取得者の中から緊急的な出動が可能な者をリストアップし、鳥取県第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画に沿った捕獲体制の整備を検討する。</p>
---

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>農家の高齢化が進む山間部の集落では、農業から撤退する者が増え、耕作放棄地の増加に伴い有害鳥獣の温床となっている。地域における日常生活にも影響が出始めており、作業員の確保等集落のみでは対応が困難な地区もあることから、周辺地域(地域協議会)やボランティアへの呼びかけなど町をあげた取り組みにしていきたい。</p> <p>また、野生イノシシの豚熱(CSF)が県内で発生したことから、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して、靴底や車両への消毒の実施徹底などを注意喚起していくことで感染拡大防止を図る。</p>
---